

監査結果報告に係る措置状況

監査結果

(令和6年6月7日・報告監第9号)

・健康福祉局

・土木局

・中央病院

西宮市監査事務局

西病総発第 31 号
令和 6 年 11 月 29 日
(2024 年)

西宮市監査委員	福	田	雅	至	様	
同	金	崎	健	太	郎	様
同	板	戸	史	朗	様	
同	中	村	衣	里	様	

西宮市病院事業管理者 南 都 伸 介

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 中央病院 |
| 2 | 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（中央病院） |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和 6 年 6 月 7 日付報告監第 9 号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和6年6月7日付報告監第9号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P30

1 適正な収入事務

(1) 集計表の作成

外来収益について、調定書兼調定月報で、一部負担金額に記載誤りが見られた。自己負担額のため請求額に影響がない箇所ではあるが、作成にあたってはダブルチェックを行うなど適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

誤っていた箇所については、エクセルの計算式の誤りを修正しました。
作成にあたっては今後も調定担当でダブルチェックを行ってまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P30

2 適正な支出事務

(1) 旅費支出

旅費の請求印もれについては、適正な事務処理に努めるとともに、要綱の改正が行われた場合は、早急にホームページ上の要綱集の更新を行われたい。

(講じた措置)

旅費の請求印もれについては、確認を徹底し印もれのないように努めます。
要綱については、ご指摘のあった要綱はホームページの更新を完了しております。
今後の要綱改正時においても、ホームページの更新は早急に行うようにいたします。

(要改善事項)

監査結果報告書 P30

3 適正な契約事務

(1) 基準寝具他一式借上げに係る契約事務

ア 賃貸借契約締結に係る決裁書で、専決区分に誤りが見られたため、決裁書の作成にあたっては、西宮市中央病院処務規程を確認し、遵守されたい。

イ 賃貸借契約書に係る契約保証金免除の根拠条文に誤りが見られたため、改めて根拠条文を確認し、適正な事務処理に努められたい。

ウ 土曜日を休業日としていたにもかかわらず、仕様書に定められていなかったため、仕様書と実際の休業日の整合性がとれるよう、実態に即した形に仕様書を整理されたい。

エ 作業従事者を変更したにもかかわらず、事前に書面で報告がされていなかった。特記仕様書に定める内容を遵守するよう指導されたい。

オ 月別支払処理票兼検収(確認)調書で、修正用具を用いた修正が見られた。公文書を修正する場合は証跡を残し、適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

アについては、西宮市立中央病院処務規定を確認し、以後間違いのないようにいたします。
イについては、根拠条文を確認し、翌年分より修正、以後間違いのないようにいたします。
ウについては、契約書を修正し、以後間違いのないようにいたします。

エについては、変更分の提出を受け、業者に対して今後の変更があった際には申し出と、書類の提出を行うよう注意しました。

オについては、課内の職員に対し、公文書に修正用具を用いて修正しないよう注意喚起を行い、以後間違いのないようにいたします。

(要改善事項)

監査結果報告書 P31

3 適正な契約事務

(2) 個人情報の取扱いに係る報告

物品管理等業務委託について、個人情報の取扱いに関する作業従事者の氏名及び作業場所の記載もれが見られた。報告書の内容が事実と相違ないか、適宜確認するようにされたい。

(講じた措置)

(2) については、従事者氏名および作業場所の追記を行い、以後漏れのないように受領時に確認するようにいたします。

(要改善事項)

監査結果報告書 P31

3 適正な契約事務

(3) 酸素濃縮装置他一式借上

特命随意契約の根拠となる地方公営企業法施行令の条項を確認の上、その理由が当該条項に基づいていることを随意契約理由書に適切に記載するよう改められたい。

(講じた措置)

(3) については、令和6年度契約分より随意契約理由が条項に基づくよう適切に記載するようになりました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P31

4 適正な財産管理事務

(1) 有形固定資産(器械及び備品)の管理

検収・確認時の管理責任者の押印は、検収・確認が適正に行われたことを示すものであるため、押印もれがないようにチェック体制を整えられたい。

有形固定資産を購入する際には、西宮市立中央病院処務規程に定める専決区分に従い、適正な決裁手続を行われたい。

要綱に参照している規則等について、廃止されているかを確認のうえ、適正な状態の規定とされたい。

有形固定資産(器械及び備品)が所在不明となっていたことから資産の管理が適正に行われるよう早急に管理体制を整備されたい。

(講じた措置)

有形固定資産(器械及び備品)の検収・確認時における管理責任者の押印や、購入時の決裁については、押印もれや専決区分の誤りがないよう、規程の確認や複数名でのチェックを行うなどして、改善に努めます。

要綱については、規則や要綱の廃止・改正時に、関連する要綱等の確認をするなどして、適正な状態の管理に努めます。

有形固定資産(器械及び備品)の所在については、各診療科とも連携しながら現有確認するなどして、適正な資産管理となるよう進めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P32

4 適正な財産管理事務

(2) 固定資産以外の備品管理

所在不明の備品がある場合、実際に廃棄されたのかどうかについては、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品の管理及び廃棄手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。また、備品管理システムへの登録もれについても適正に処理されたい。

(講じた措置)

備品管理については、診療科にも手続きについて周知しながら、適正な管理ができるように努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P32

5 適正な服務事務

会計年度任用職員における手当の支給額の計算誤りや年次休暇欠勤願出兼処理票における記載もれ及び決裁もれが見られたため、ダブルチェックを行うなど適正な事務処理に努められたい。

また、出勤簿及び年次休暇欠勤願出兼処理票で、修正用具を用いた修正が見られたが、修正用具による公文書の修正は認められないことを認識されたい。

(講じた措置)

手当の支給額や年次休暇欠勤願出兼処理票の記載内容、決裁については、複数人によるチェックで見落としを防ぐよう、適正な事務処理に努めてまいります。

また、年次休暇欠勤願出兼処理票については、訂正印の押印を徹底するよう指導し、改善を図りました。

なお、タイムレコーダーを導入したことにより、令和6年6月より出勤簿は廃止しました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P32

6 適正な委託業務

(1) 委託業務の契約事務

単価契約による委託業務において、当初契約による支払と追加契約による支払を区分せずに行っていたり、追加契約の支払で当初契約にはあるが追加契約にはない単価で支払ったりするなど、追加契約分の支払い時に変更契約をしているような事務処理がされていた。追加

契約と変更契約の違いを明確にし、適正な契約事務に努められたい。

また、契約から支払いまでの事務手続において、履行期間を過ぎてから遡って契約変更をしたり、変更契約の決裁に変更理由を記載せず必要のない随意契約理由書を添付していたり、受託者から書面による完了の通知がなかったりするなど事務手続の認識不足が見られた。契約から支払いまでの事務処理を再認識し、適正化を図られたい。

(講じた措置)

(1) 1段落目については、単価契約については当初契約分と追加契約分を区分し、支払いについて当初契約分と追加契約分を分けて支払うよう令和6年度より適正に取り扱っております。

(1) 2段落目については、内容の変更についての変更の可能性がある場合は速やかに報告を受け、契約の変更手続きを行ってまいります。

履行期限が過ぎてからの変更、変更理由の記載漏れにつきましては、今後同じことがないよう注意し、適正な事務処理を行ってまいります。

完了の通知につきましては、今年度より報告書を受領しております。

(要改善事項)

監査結果報告書 P33

6 適正な委託業務

(2) 委託業務の仕様書

委託業務における仕様書は委託する業務の内容を特定する重要な書面であることを認識し、仕様書の記載内容を確認するとともに適正な契約事務に努められたい。

(講じた措置)

委託業務の仕様書については、委託業務の発注にあたり業務内容と仕様書の記載内容を確認するように努めるとともに、契約締結時の点検を行うよう努めます。

(要改善事項)

監査結果報告書 P33

7 適正な請負工事

(1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の確認

工事に伴い生じた廃棄物は、排出事業者である受注者の責任において適正に処理しなければならないものであるが、廃棄物の適正処理を促すため、発注者である市においてもマニフェストを確認されたい。

(講じた措置)

廃棄物の発生を伴う工事では、必要に応じてマニフェストの確認を行うよう努めます。

(要改善事項)

監査結果報告書 P33

7 適正な請負工事

(2) 検収手続

工事完成の確認は現場だけではなく、竣工図、仕上表、各種保証書など工事完成に伴う書類の確認が必要であることを認識し、検収手続に疑義が生じないよう留意されたい。

(講じた措置)

工事完成の確認に際し、完成図書も含めて確認し、適正な検収手続きに努めます。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P33

1 決算手続に向けた固定資産の整理

今回の監査では、取得時からかなりの年数が経過したものを中心に固定資産(器械及び備品)について所在確認を行ったところ、12件中8件の67%が所在不明となっていた。固定資産は決算書に計上しているものであるが、所在不明のものについては、早急に確認を行い、正確な決算数値となるよう資産の整理を行われたい。また、県立西宮病院との統合に向けて固定資産の適正管理に努められたい。

(講じた措置)

固定資産(器械及び備品)につきまして、閉院時には統合新病院に移設するもの、市に移管するもの、その他廃棄するもの等に整理する必要があります。

中央病院が林田町に移転して約50年が経過しておりますが、今後閉院に向けましては、各診療科とも連携しながら固定資産台帳を基に現有調査を行うなどして整理を進めてまいります。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P33

2 適正な契約事務に向けて

今回の工事等監査では、委託業務に追加契約と変更契約の混在が見られ、適正な契約事務であったとは言い難い状況であった。これはコロナ禍の状況において、想定外の業務量が生じたことにより、受託者と種々の形態での契約をせざるを得なかったことによるものであるが、変更契約の決裁書が当初契約時の様式を流用していたこともその一因であったと考えられる。今後、契約変更時の決裁の様式を定めるなど適正な契約事務に向けての方策を検討されたい。

(講じた措置)

2については、変更契約時における様式を作成、共有しましたので、以後適切に取り扱うよういたします。